

明治期福岡地方石油史（二）：石炭油から石油へ

入江，寿紀
西日本鉄道

<https://doi.org/10.15017/13585>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．4，pp.43-51，1974-12-10．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治期福岡地方石油史(二)

石炭油から石油へ

入江寿紀

目次

- 一、石炭油から石油へ
(一) 臭水から石炭油へ
(二) 石炭油から石油へ
(三) 取締規則制定と品質の向上
(四) 事故と公害
二、用途の多様化
(一) ランプ
(二) 街路灯
(三) 熱用としての石油
(四) 駆虫用としての石油
(五) 陸用石油発動機
(六) 船舶用と機関車
(七) 自動車
(八) 機械油、外
三、販売店と製油所
(一) 国産油と輸入油
(二) 明治中ごろまでの石油販売
(三) 露油全盛時代
(四) 市況の起伏とスタンダードの勢力拡大
(五) スタンダードの九州市場独占
(六) ライジングサン西戸崎製油所設立
(七) 販売政策と市況

(以上前号)

(以上本号)

二、用途の多様化

(一) ランプ

日本におけるランプの始まりについては、「明治事物起原」に次の記事がある。

「万延元年（一八六〇）渡米したる友人より、土産物として林洞海に贈りたるものにランプあり。油壺は総金属製にて、ホヤはパネ抑へなり。珍物として来客ありし時など使ひ居しが、石油尽きて得るに道なし。因て漸く越後より、臭水油一樽を取り寄せて僅に之を用ひたりしも、その臭水油の運送中に、他の貨物を汚したりとかにて、其後は亦断られたり。幸に小網町の某店に、本物の石油の有る由を聞き、それより一缶を求めて始めて、安堵したることあり。其後は引続いて用ひ、予も久しく用ひたるが、後にはホヤ抑へのパネ利かずなりたれば、空しく仕舞ひおきたりし。」（若林樹氏談）

また同書には、外にも事例を挙げて、「安政後、慶応前、ランプ及び石油を使用する人、往々ありしなるべし。」と述べられている。同書は更に次のように続けている。

文久二年（一八六二）版の「見聞誌」に、「異人室内、中にも重金なる美製の灯台美事にかざりあり」

といひ、又同三年版「横浜奇談」に、

「夜分に至れば、灯台にギヤマンの上覆をかくれば、その明る

きこと、毛一筋をも見あやまる事なし。何れも屋敷の門の上にギヤマンにて製造なしたる行燈の如きものなり」

とあり、共に、未だランプの名称を出さず。

明治に入りては、使用者ほつほつ出で来り。

その後明治四〜五年になると、東京ではランプが流行するようになり、明治五年一月の「日要新聞」五号（資料近代日本史所収）に次の記事がある。

ランプの流行

近来ランプ流行シテ毎戸ニ点灯シ人々愛翫ぶ。然レドモ其用法ヲ知ラザレバ甚ダ危キモノナリ。油ヲ一パイニ入レ置カザルトキハ、油滓下にタマルユヘ火氣透徹テ火ヲ発ス。又、心ノユルキトキハ自ら低下ニヨリ、火氣石炭油ニ転伝ルトキハ油胴破裂シテ一室中忽チ火散ヲ散スニ至レリ。然ルニ周章テ水ヲ注テ消サントスレハ其水モ亦火散ヲ発シテ流ルル処悉ク焼爛。然ルトキハ早く布団ヤウノ物ヲ被セテ鎮静スベシ、ト或人云ヘリ。如此コトハ、平常ニヨク注意スベキモノナリ。

当時東京あたりでは爆発事故が多かったが、その原因は、低温溜出分を含んだ石油を使用したことや、灯心管が種油も使えるよう太くしてあるのに細い灯心を使ったり、油壺を火の近くに置いたり、火をつけたままでランプに油を補充したりしたことらしい。

しかし九州となると、事情が大分違ってくる。

試みに、小倉の豪商（中原嘉左右日記）から、石油購入を拾ってみよう。

・明治三年一月。越前油一丁、三百五十匁。大坂油一丁、五百三十二匁。

・明治四年五月。下関より石炭油一缶来着。

・明治八年一月。石炭油一ダース注文。

当時のランプは種油なども使用できた。だから、石炭油の購入量が少ないからと言って、この記録だけからだけでは、ランプを常用したかどうかは分からない。しかし、豪商中原でさえこの有様だから、明治十年代の大衆にとって、ランプは高根の花だったことだけは分かる。

当時東京・大阪と福岡県とは、これだけ流行に時差があった。

（前述「石炭油から石油へ」の項参照）

ランプが福岡県下の都市で流行するのは、東京・大阪から大分遅れていることだけは確実だ。だが、第一回目の小さな流行がいつごろなのか知らない。しかし、明治十八年（一九八五）八月の新聞に「石炭油事故続発」の記事があるから、このころには大分ランプの数が増加していたのだろう。

このころの地方の状況を想像する手掛りを得るために「呼子村網元日誌」を見てみると、二十二年三月五日の項に「石油を一匁一円二十八銭」で買った記事だけで外には見当たらない。しかしこのころまでは石油の用途はほとんどランプだけだったから、おそらくランプを使用したものと思う。だとすれば、福岡県でも二十年前後には、一部中心都市や特殊な人々の間にはランプが普及し始めていた、と考えてよさそうだ。

石油の用途と言えば、明治の前半はほとんどランプだけだった。

明治十二年（一八七九）から害虫駆除用として田に石油をまく事が始まり、翌十三年から田の点火誘殺が始まるが、農村に殺虫灯が増加し始めるのは二十五年（一八九二）からだし（後述「駆虫用としての石油」参照）、その他の物に使われるようになるのは更に遅い（後述）。したがって明治前半のランプの増加は、石油販売店の数

を見ればある程度見当がつくと言ふことになる。

ところが、新聞に最初の石油販売所が現われるのは、二十二年（一八八九）十二月の福岡市山下円造で、以後次第にその数を増し、二十七年以後石油の販売合戦が繰り広げられるようになり、石油価格の暴騰暴落が起こるようになる。だから、明治二十二年（一八八九）ころから福岡市付近のランプ数が目立つようになり、二十七年ころには県下の都市部や都市周辺の農村にも普及し始めるようになった、と考えてよいのではないかと思う。

なお、前述「石炭油から石油へ」の項で、九州各地間の流行の時差を考察したが、その結果を正しいものとすれば、福岡市と同じころ長崎市でもランプ数が目立つようになつたことになる。

ランプの普及によつて、二十七年（一八九四）には長さを自由に調節することのできるランプ釣りを考案する者も現われ、二十八年一月一日の「福岡日日」には、「農商務省専売特許号二三九〇。福岡市材木町廿三番地ノ二、発明者・葉山助次郎」として、図入りの広告が掲載されている。

しかし明治三十年ころになつても、都市の貧民街や農山村では、行灯さえも使ふ金のない人人がいて、竹筒に灯心をさしたり油皿に灯心をのせただけの灯火が使われているようだ。それは、同年九月の秋月町における奉納素人相撲で、竹筒に灯心をさしただけの灯火が使用されたこと（参照、前述「事故と公害」）から想定される。

福岡市に最初の電灯会社「博多電灯株式会社」が最初の点灯を行つたのは三十年（一八九七）十月（開業は十一月）、次いで三十九年（一九〇六）二月には博多瓦斯株式会社（ガ）が点火を開始したが、その間にもランプの数はどんどん増加してきた。その理由は、電気やガスは明るく便利ではあつても、ランプ用石油に比べると価格に

大きな開きがあつたからだ。

四十年（一九〇七）七月になると久留米市にも最初の電灯がつき、以後電気事業はガス事業と競争しながら発展してくるが、明治末になつても石油消費量はほとんど減少していない。これは、明治末になつて急激に増加した石油の新用途の拡大もあるが、その主な原因は、大衆の収入増加による生活上によつて、電気・ガスの未設地帯へランプが普及したことおよび使用時間の増加、電気・ガスに比べてランプが非常に割安だつたことが挙げられる。このことについては、四十四年（一九一一）十二月十五日の「福岡日日」に次の記事がある。

電気・瓦斯勃興と石油界

昨年末福岡県を始め九州各地を通じて電気・瓦斯の事業頻りに勃興し、其供給増加に加へて点灯料率も概して低廉となりたるを以て、石油需要の方面に少からざる影響あるべしと思惟せらるるが、実際は未だ必ずしも然らざるやにて、外油の販売及び消費状態は、ライジング及びスタンダード両社共一昨年に比し格段の異常を認めず。（中略）然し内国油は、従来石油全消費高の三割を占め居たりしが、今日に於ては約其一割四分強を保留するに止まれるのみ。従つて目今電気・瓦斯の為め石油界の浸蝕せられたりと見るべきは、先づ其内油の減額位と為すべしと云ふ。

この記事の中にある内国産油の販売高減少は、電気ガス事業の圧迫によるものではなく、明治三十九年の好景気の反動として起こつた四十年から四十四年にかけての不況が原因のようだ（後述）。

ランプがいかに割安だつたかを知るため、試みに、明治四十四年（一九一一）中巻岐の中産階級がどの位灯用石油を買入れたか、「巻岐日誌」（仮称、筆者協川某、沼津村付近？住）から拾つてみ

よう。なおこの日誌は、明治には珍しくつけペン書きになっている。この日誌によると、一カ月の石油代は十銭足らずとなる。しかもこの中には、一部他人へ分けてやったものさえ入っているようだ。ところが四十四年の全国電灯料金は、約半数が十燭光終夜灯料金が六〇〜九〇銭だったから、このへんにランプの人氣が衰えぬ一半の原因があつたものと思う。

このようにしてランプは、明治末から大正初めにかけて、ますますその数を増加していった。なお、明治末のランプの増加については、明治四十五年（一九一三）五月十五日の「福岡日日」に次の記事が掲載されている。それは、夏の石油不需用期における石油高値の原因として挙げられている。

石油界活躍の原因

（前略）第一は、英国炭坑罷業の結果重油を燃料に供給するに至りしため、英米油共本国において市価の暴騰を来し、今日罷業後と雖も尚ほ続いて少からざる需要あると、一は、丁抹人により発明されたる洋燈の使用漸次増加し、点火用として電灯・瓦斯を駆逐せんとする勢あるに至りしことなり。右洋燈によれば、百燭光の洋燈一個の使用石油は一昼夜を通じ僅五合にて足り、電燈・瓦斯の欠点を補ふのみならず、極めて経済的なるため其使用の増加を来したるもの（以下略）

（二）街路灯

ランプについて述べたから、石油ランプを応用した街路灯についても触れねばなるまい。

街路灯は、最初の間福岡県では、ガス灯・ガラス灯・洋灯などと言われているようだ。もちろんこれらはランプの別名でもあつたらしいが、室内の石油灯は後ランプ（ランプまたは洋灯と書く）と呼

ばれることが多くなっているようだ。都市ガス会社が各地に開業するようになって、本当のガス灯が現れるようになっても、石油灯をガス灯と呼ぶ風習は、福岡市の一部にも残っていた。もちろん郡部では、都市ガスなど無縁だったからなお更だ。

東京・大阪における、石油を使用した街路灯の起原については、「明治事物起原」に次の記事がある。

街灯建設の始

明治元戊辰十一月版の「築地鉄砲洲居留地絵図」を見れば、運上所建物前面の道路に、街灯五基を図せり。

又同二年十二月版広重筆「築地ホテル表掛之図」に、街灯九本を図し、同三年十一月版、国輝画「横浜海岸仲通商館繁榮之図」中にも、街灯見ゆ。これ等は絵そらごとならず、モダン街上には、ぼつぼつ建ち始めしならん。

（中略）

明治五年十一月、京都府の布令に、

「市中、先般硝子灯装置にて、悪党跡を潜め、且つ市街の美觀を増せり、然れども、未だ其設を為さざる町も間あり、少くも一町に一基宛十月晦日（月末）を限り装置す可し、然る上は、其翌十一月朔日（一日）より、夜中無提灯通行の禁を廃すべし」と強制点灯命令あり。

六年二月二十四日、四日市中、凡そ三、四十間毎に一灯づつ民費を以て玻璃灯相設度出願し、県参事の許可を得し旨、「三重新聞」第四号に見ゆ。

右は石油ランプ設置の事なるべし。斯く、石油ランプの街灯を、硝子灯・玻璃灯など称したれば、之を誤りてガス灯と称せしもの多かりし。

しかし福岡県では、街灯を建設したのは大分遅れ、明治十七年

(一八八四)五月に小倉に建設したことが「中原嘉左右日記」に見えている。次にその文を掲げよう。

・明治十七年五月三日(陽曆)。陸蔵呼寄、ガス灯火料其外掃除方等取調子置候事。

・同月五日。旭町道路ガス灯、方今凡式十ヶ所と見定メ、此油一ヶ所一夜五匁、但夕六時より十二時迄ニテ一ヶ月石油三斗の見込三円三十銭、外ニ灯火夫一ヶ月給料式円五十銭、合計五円八十銭、外ニ損料仕繕等都テ入詰勘定ヲ以、茶屋営業者江取締所より式ツ割ニ決定、藤井昇吉へ達置候事。

当時小倉旭町は芸妓置屋が許可されたばかりで、中原たち財界人が、同町繁栄のため街路灯を建設したものらしい。

次いで二十一年(一八八八)八月十五日の「福陵新報」に、福岡市外東公園へ街路灯を建設した記事がある。

東公園に居住する人人にて建設したる同園内二十余箇の街燈は、最早客月二十八日より点火しつつかあるが、今度又官設にて八箇の街灯を建設さる事になりたる趣。右は、水茶屋より一方亭前へ通ずる路傍へ五個と、皆松館の前へ三個なるよし。

翌二十二年八月には、福岡市外水茶屋に街路灯が建設され、福岡地方の夜も公園や花街から明るくなり始めた。次に挙げるのは、このことを報道した「福岡日日」の記事である。

(水茶屋)は、是まで二時過ぎには一本の瓦斯灯もなく甚だ寂寥花街不夜城と誇る能はざりしが、今後料理屋其他二く三戸にて二十四本の瓦斯灯を毎夜払曉まで点火するに決定せしといふ。

福岡市の街路灯は、公園、花街に次いで人通りの多い橋や神社に設置された。以下その跡をたどってみよう。

▲二十三年。西中島橋に八月五日より「街灯」点灯。福岡橋口町、

麻生孫次郎・安川新平・許斐与三および博多妙楽寺町吉田克巳、同菅堂町津森惣兵衛が願主。

▲二十五年三月。博多川端町——東中洲町の作人橋総架換工事中につき、有志者假橋を架設し夜中「洋灯」を点じる。

▲二十五年六月。博多中魚町の今西卯之助、西橋の中央に「ガス灯」一個を点じ、通行人の便を図る。

▲二十五年九月。博多の右田克巳・讚井惣兵衛・井上卯右エ門、福岡の許山与三等より、中島橋に「硝子灯」建設を出願。その後福岡橋口町の安河慎平・早梅太郎・岡松与八・中尾卯作・青木利平・倉本利平・倉成運吉・古川利七の八名よりも同様出願。橋口町の方が、縁故があり、且つ接近、多人数だと言う理由で、同町へ九月二十九日許可。

▲二十八年八月。住吉神社神地の中島へ十八日ころ街灯新設。養島の牛乳所・古森藤次郎寄進。その動機は、先年牛疫流行の際、同氏所有の乳牛はこれに感染しなかつたので、これを感謝する意味で氏神様住吉神社に奉納。

▲この間、二十四年十月初めころには、久留米市学抜川町三丁目四丁目の町家軒先に、揃いの角瓦斯灯が設けられ、二十五年十月初めには、同市二本松町に街灯十個が増設されている。

このように、福岡県でも、福岡・久留米・小倉などの中心城市には、十年代の末ころからぼつぼつ遊廓や目抜き通りの街路・橋などに石油ランプの街路灯が設置されるようになったが、その数は少く、しかも長続きしないで廃止されたものも多く、これら中心城市でも、明治の末になつても、夜は真つ暗な所が多かつた。

もちろん、三十年以後各地に電灯会社が開業して後は、これら石油ランプの街路灯は姿を消し電灯へと変つたが、地方都市の夜はあ

まり明るくはならなかつた。

(三) 熱用としての石油

石油を熱用として使つたのは、日本では比較的遅いが、アメリカでは大分早くから試みられたらしい。それは、慶応四年(一八六八)二月?刊(西洋雜紙卷五)(明治文化全集卷五所収)に、次の記事があるから知られる。

○石脳油を以つて石炭に代用するの説

合衆国政府近來石脳油を以て石炭に代へ蒸氣の用に充んとして、水師(水軍)の工長に命じ種種其利用を試験に及べり。抑石脳油蒸発の力は石炭に比すれば甚強く、二十八分時の間に蒸氣の力を起すこと二十斤に及び、石炭の如きは四十分時に至らざれば此力を起す事能はず。加之石脳油の価甚だ廉にして、已に亞墨利加より英國に往復する蒸氣船ベルシヤ号に用ひ、試るに大に費用を省きたり。且船中此油を貯ふるに狹隘の室にして足れり。故に航海に之を用る時は費用を省く事少からず。近來俄國(ロシア)及び加利福尼に於て石脳油を出すの地を發明し、此油を産する事甚多し。故に其用を世上に広めんと欲すといふ。

按ずるに我邦石脳油を産するの地少からず。就中北越に多し。俗に臭水油と稱す。

天智天皇の御宇越国燃る土燃る火を獻ず、と記されたる燃土は即ち石炭、燃水は即ち石脳油なり。此油多く出づと雖、其用罕なる故に世に廢物の如く思へり。然るに今此説を獲たれば、記して他日開物に志す博雅の参考に備ふるのみ。

しかし、この試みは失敗に終つてゐるようだ。

このように米欧では早くから石油を石炭に代える試みがされてゐるが、明治末になつても、石油を焚く汽船は米欧でも例外だつた。

その中で、東洋汽船会社が桑港線用として明治四十年(一九〇七)一三、五〇〇噸の天洋丸・地洋丸を建造、パーソンズ蒸汽タービンを設備し燃料として重油を用いたことが注目される。

明治とはこのような時代だつたから、熱用として石油を使用した記録は非常に少い。第一石炭にしても、その主な用途は工場や発電所に限られ、家庭用としては一部で石炭ガス(ガス会社の)が使用された程度で、ガラの使用量さへまだ大したことはなかつた。

そのような中で、明治二十八年(一九〇五)十二月七日の(福岡日日)に「石油厨炉」の広告が載せられて注目される。それは図によれば金屬製の筒型石油ストーブのような形で、「・発売元、大阪本町通渡辺筋角、島田商店・特約店、福岡市博多上西町、渡辺商店。」となつていて、「マッチ一本にて点火すれば直に強熱を發し、無煙無臭一点の塵なく、瓶湯魚肉を煎灸る等即座に弁ず。誠に文明の利器賞賛の外なし。」と書かれてゐる。まだガスはなく、電灯も一軒に一灯ともすのがやつとと言うこのころは、七輪に炭火を起こして煮炊きをしたり、かまどで御飯を炊いたり湯を沸かしたりするのが普通だつたのだから、効能どおりとすればまことに便利だつたはずだが、大衆には縁遠い品物だつた。

また、四十三年(一九一〇)十二月十四日の(福岡日日)には、次のような「石油ストーブ」の紹介記事が出てゐる。

博多妙楽寺新町松本裝飾部・中石堂町奥村瓦斯器部協同にて、今回米國紐育スタンダード会社製造の無煙無臭石油ストーブ九州一手販売を引受けたるが、同ストーブは日本座敷向に製造せるものにて、体裁よく何れへも提げ行かる輕便なるものなりと。

しかし、明治大正の大衆は、石炭ストーブさへ手の届かぬ高嶺の花だつたから、これまた普及するどころではなかつた。

結局明治の日本では、熱用としての石油は、福岡市でも販売した店があったから使用した人も何人かは居ただろうと言う程度にすぎない。明治末になつても、九州地方はまだガス事業が起り始めたばかりで、しかもその用途は灯火が主だったのだから、熱用としての石油は、記録が残っているだけと言えそうだ。

(四) 駆虫用としての石油

稲虫に関する記録としては、「中原嘉左右日記」明治二年（一八六九）七月四日の項に、

土用中長雨、是迄も南風雨、未快晴も無之、入梅中上日和ニ候得共、土用前より土用中、日和無之、四方虫氣十分出来ニ付、油入用ニ付買出しとして香春町日田屋孫市を以、秋月・甘木・博多江種子油買付ニ差立候事。

同月十八日の項に、

稲作虫付、日毎ニ虫追日焚候ニ付、夕刻より近村江罷越、殊外之虫到来候事。

と言う記事がある。この二つの記事から考えると、当時虫追火に種油を使っていたことが想定される。

福岡地方における稲虫駆除は、明治九年（一八七六）以前には、被害を天災だと思つていたものらしく、せいぜい「虫追いと称えて異しき装いをなし、鐘太鼓を鳴らし田の間を巡りて満足せるもの尠からず。」（明治二十八、九、三十刊、益田素平著、稲虫実験録）だった。

福岡県が初めて稲虫駆除に着手したのは、明治十年（一八七七）だった。この年（筑紫新聞）第三十号（六月二十二日刊）もこれに協力、次のように述べている。

稲虫の大害と対策

青森県下陸奥国津軽郡に於て、連年稲虫の大害を蒙り百万方駆除すれども一も其効を見ざるにより、勸農局五等属鳴戸義民を該地に巡遣せられしよし。当県下も此害年年ある事なれハ、除害法を開農雜報より採録して広告す。

此虫を去るには、田水をひたひたに減らして、塩のにがりを根本へ入るべし。又朝貌の実を臼に撞き粉碎し、之を田中に蒔散すか又白芥子の油を入るるか、最も亦撞碎きても宜しかるべし。葎草かあせみの汁を沢山いるるも宜しかるべし。

髓虫ハ自然髓の中に生し、六月中旬頃基を割て見ると、綿虫に似て基一パイになり居るものなり。塩のにがりを入るる時は、稲根より其にがりの氣を自然に吸上げて虫を殺すなりと云り。

佐藤信淵翁の培養秘録附録に、白芥子の効を説て云く、稲の心中にありて眼に見へぬ、螟も死を免る事なし。我家稲虫を殺すにハ必ず芥子油を用ふと。

世上虫害ある処の参考にもならばと書綴る。猶精しき事ハ広く農書に就て求むべし。

十一年（一八七八）になると、県庁は螟虫駆除を奨励するが、実行する者は少なかった。

十二年には、石油を苗床にまく者があったことが注目される。次にこのことを報道した同年四月十二日刊「めざまし新聞」第四五号の文を紹介しよう。

害虫予防（勸業大集会日誌、稲虫予防ノ議）

年々苗床に多少ノ稲虫ヲ生シ、間々蝶多キアリ。是は全ク螟虫ノ孳化シタルモノト見認ム。是ヲ駆除スルノ方法ハ、蚊帷ノ切レニテ戲童ノ（トンホ）網ノ如キ袋ヲ造リ、苗ノ上ヲ払ヒ蝶ヲ取ラ善トス。尤最前苗代踏ノ際ニ鯨油ヲ浚キ置キハ、虫ノ予防ノミナ

ラス培養ニモ相成、其功著シキヲ発見ス。且又田植前鯨油・石炭油^{〔函〕}ヲ[□]苗床ニ澁クモヨシ。筑前鞍手郡ノ内ニテ此方法ヲ經驗セル者アリ。云々。

十三年には稲株焼却法・苗代点火誘殺法が始まった。

しかしこれらの駆除法もなかなか普及せず、しばらくの間は「虫追い」行事が害虫駆除の主力をなしていた。

当時の殺虫法については、明治二十一年（一八八八）十月十三日の「福陵新報」に次の記事がある。

（前略）御井郡よりの報道を見るに、同郡金島村近傍に於てサ子モリ虫と称する一種の害虫を生じ、稲田の局部局部を蠹害（食害）し、已に過半を喰枯らし其惨状言うべからず。

人民の憂慮甚しく、因て従来慣行の虫駆を行はんとするを聞き同郡農業組長鹿毛崎太郎氏は、漫然坐視すべきに非ずと郡衛生主任と協議し、去る九日の夕景より試みに被害田の局部に於て大盥を据え之に少量の辛子油を入れ、其上にランプを点し駆除を試みたるも、一疋の害虫も飛来らず。（中略）因て蠟燭を点して稲株を点検すれば、害虫は株ごとく蠟集（ありのよりに集まる）せり。因て想ふに、最早寒氣の為に害虫は衰弱し、稲莖は日に増し硬固なりたる為めならん。（以下略）

駆虫用としての石炭油（石油）は、辛子油の代りに使ったり、ランプの燃料にしたりしたのだが、御井郡で石炭油を使ったのかどうかは分からない。

しかし二十三年になると、少しは殺虫灯が使用され始めるようになり、粕屋郡では六月七日から毎夜殺虫灯を点している事が報道されている。そのため博多に殺虫灯を製造する人も現われた。次にその広告文を掲げよう。

殺虫燈

拙者儀先年来福岡県勸業試験場ノ指揮ヲ受ケ、諸作物ノ害虫蛾ノ捕獲撲殺ニ用フル殺虫灯ヲ製作致居候所、追追農家諸君並ニ昆虫学者好評ヲ得（中略）

福岡県勸業試験場御用殺虫灯製造人、福岡市東中洲、吉岡与四郎。

本年五月ヨリ本月十日迄殺虫灯製造高一千五十個。此内九百個ハ粕屋郡、百五十個ハ各郡。

殺虫灯の価格は、大形一個定価七十五錢（十個以上五分引き、百個以上一割引き）、小形一個定価五十錢（割引きは同然）だった。

二十六年（一八九三）になると、水盤には石炭油（石油）を加えるよう指導されたが、変革に不安を持つ農民たちは、一部の郡を除きなかなか実行しようとはしなかった。そのため国・県・郡・市町村の農事指導者や農村の先覚者たちは、大変な努力を続けている。

しかしその中で、二十五年（一八九二）ころから、田面に菜種油・鯨油・石油などを薄くまく事も始められているようだ。二十六年には、この油を改良「除虫液」と名付けて、博多下呉服町角特約販売所・鞍屋薬店・内海善兵衛から売り出されている。

以上のようにして、明治二十八年（一八九五）九月には、明治十九年福岡県布達第六号害虫予防規則に基づき「螟虫予防駆除実施法」が定められ、福岡県における螟虫駆除もやっとな軌道に乗るようになり、螟虫駆除に使用する石油量も飛躍的に増大してきた。このうち田面に散布する油は、一部専門の殺虫油として売り出されたものが使用されたが、殺虫灯に使用する灯火燃料と水盤用油はほとんど石油が使用され、県下石油商を育成するのに大いに役立っている。

点火誘殺は、明治二十九年法律第十七号、同三十一年県令第二十

号が制定され、その後も幾多の曲折を経て農村の年中行事の一つとなつたが、福岡県では、大正三年（一九一四）誘蛾灯（殺虫灯）を強制しないことになり、全滅器を使用して点火誘殺を廃止した所が多かつた。しかしその成績は悪く、ふたたび点火殺虫法が復活している。その後大正五年からは石油灯の代りに電灯を使用する所が増加、灯用としての石油は急激に減少したが、水盤用や田面散布用の石油は、依然として地方石油店の大事な得意先として残つた。

（以下次号）

前号正誤表

頁	段	行	誤	正
三四	下	一〇	湧 ^{わく} こと	湧 ^{わく} と
三四	下	二〇	こと	と
三四	下	二〇	半 ^な こと	半 ^な と
三六	下	一三	△「龍峰常：」	△「龍峰堂：」
三八	上	一〇	セサレハ、燂セサル	セサレハ、発燂セサル
三八	下	二	精者	精製者
三九	下	二	井	井
四一	上	三	被 ^や ん	被 ^や ん
四一	上	三	其他諸官衙	其他諸官衙
四二	上	八	事 ^{こと} るが	事 ^{こと} ふるが
四二	上	四	こと	と
四三	上	一七	今後	今度
四五	上	一	今後	今度